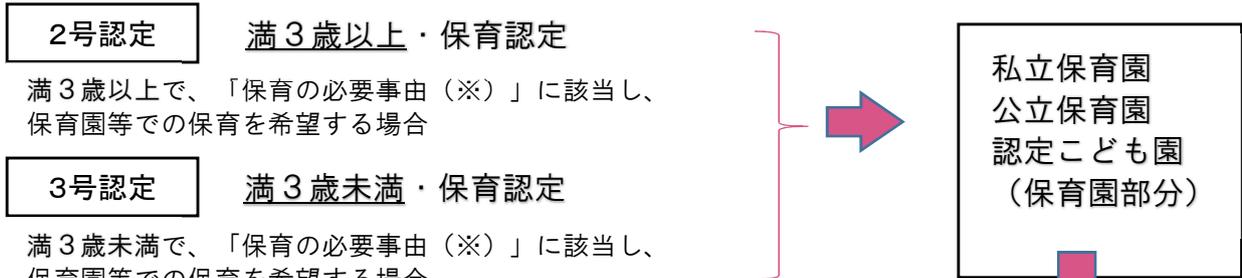


# 教育・保育認定について

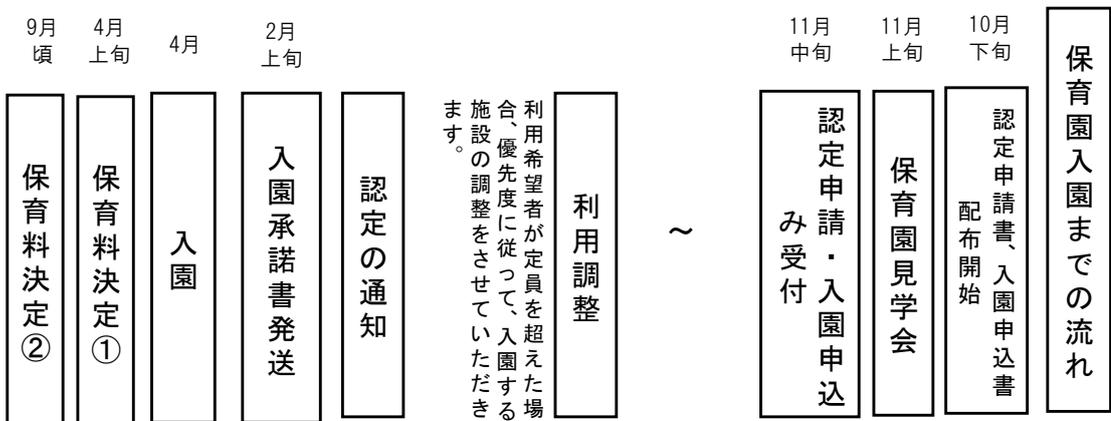
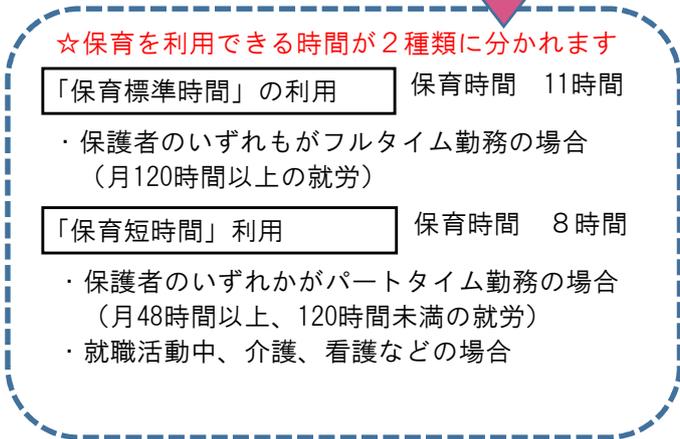
～利用する施設に応じたお子さんの認定が必要です～

## ◆入園を希望するにあたって

市町村が定める3つの区分の認定に応じて、利用できる施設（幼稚園、保育所、認定こども園等）が決まります。



- (※) 保育を必要とする事由**
- ・ 就労（月48時間以上）
  - ・ 妊娠、出産
  - ・ 保護者の疾病、障害
  - ・ 同居等している親族の介護・看護
  - ・ 災害復旧
  - ・ 求職活動（起業準備含む）
  - ・ 就学（職業訓練校等も含む）
  - ・ DVや虐待
  - ・ 育休中、上の子の継続利用が必要
  - ・ その他、市町村が認める場合
- （同居の親族が子供を保育することができる場合、  
 利用の優先度が調整される場合があります）



※保育料決定①は、4月から8月分の保育料について前年度の市県民税を基に算定した保育料となります。  
 保育料決定②は、9月から翌年8月までの保育料について現年度の市県民税を基に算定した保育料となります。